

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 8 | 軽自動車税の賦課に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県旭市長

公表日

令和8年3月24日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------------------|--|
| ①事務の名称 | 軽自動車税の賦課に関する事務 |
| ②事務の概要 | 地方税法に基づき軽自動車税の賦課に関する事務を実施している。 ①税申告書・申請をもとに車両の登録又は廃車の管理 1. 検査協会からの税申告書による異動 2. 運輸支局からの税申告書による異動 3. 住民からの申請による異動 ②各種証明書の発行 1. 証明書発行の申請 2. 証明書発行 ③納税通知書の発行 1. 賦課期日現在において軽自動車を所有している者に軽自動車税を賦課 2. 納税通知書の発行及び送付 ④減免申請受付 |
| ③システムの名称 | 軽自動車税システム、行政基本情報システム、総合収納管理システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 軽自動車税(種別割)情報ファイル、行政基本情報ファイル、収納情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 税務課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 税務課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5321 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 税務課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5321 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和8年3月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和8年3月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [--]接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | |
|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 情報連携照会を行う際には必ず4情報又は住所を含む3情報により確認することを厳守している。特定個人情報を含む書類は所定の書庫に保管し、施錠を徹底しているほか、書類の廃棄の際には個人情報が含まれていないか確認したうえで庁内で定められた手続きに沿って適切に廃棄している。 |
| 9. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 情報連携照会を行う際には必ず4情報又は住所を含む3情報により確認することを厳守している。特定個人情報を含む書類は所定の書庫に保管し、施錠を徹底しているほか、書類の廃棄の際には個人情報が含まれていないか確認したうえで庁内で定められた手続きに沿って適切に廃棄している。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------------|--|--|------|-----------|
| 平成30年4月1日 | I-5-② | 税務課長 林 利夫 | 税務課長 石毛 春夫 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | II-1 | 平成29年4月1日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | II-2 | 平成29年4月1日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | I-5-② 所属長の役職名 | 税務課長 石毛 春夫 | 課長 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | II-1 対象人数 | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | II-2 取扱者数 | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | 表紙-評価書名 | 軽自動車税の賦課に関する事務 | 軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | 表紙-個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | 軽自動車税 | 軽自動車税(種別割) | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | I-1-① 事務の名称 | 軽自動車税の賦課に関する事務 | 軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | I-1-② 事務の概要 | 軽自動車税 | 軽自動車税(種別割) | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | I-2 特定個人情報ファイル名 | 軽自動車税情報ファイル | 軽自動車税(種別割)情報ファイル | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | II-1 対象人数 | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | II-2 取扱者数 | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年4月1日 | II-1 対象人数 | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年4月1日 | II-2 取扱者数 | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年4月26日 | 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の1920番地 0479-62-5310 | 総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5310 | 事後 | |
| 令和3年4月26日 | 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 税務課 〒289-2595 千葉県旭市二の1920番地 0479-62-5321 | 税務課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5321 | 事後 | |
| 令和3年9月15日 | I-4-② 法令上の根拠 | ・番号法第19条第7項 別表第2 第27項 | ・番号法第19条第8号 別表第2 第27項 | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5310 | 企画政策課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-8090 | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | II-1 対象人数 | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | II-2 取扱者数 | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和5年9月15日 | 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 企画政策課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-8090 | 税務課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5321 | 事後 | |
| 令和5年9月15日 | II-1 対象人数 | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年9月1日 時点 | 事後 | |
| 令和5年9月15日 | II-2 取扱者数 | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年9月1日 時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------------------|--|---|------|--------------|
| 令和8年3月23日 | I-1 | 軽自動車税(種別割) | 軽自動車税 | 事後 | |
| 令和8年3月23日 | I-3 個人番号の利用 | ・番号法第9条第1項 別表第1 第16項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 | ・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 | 事後 | |
| 令和8年3月23日 | I-4-② 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | ・番号法第19条第8号 別表第2 第27項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) | 事後 | |
| 令和8年3月23日 | II-1 対象人数 | 令和5年9月1日 時点 | 令和8年3月1日 時点 | 事後 | |
| 令和8年3月23日 | II-2 取扱者数 | 令和5年9月1日 時点 | 令和8年3月1日 時点 | 事後 | |
| 令和8年3月23日 | IV-8 人手を介在させる作業 | - | 新規追加 | 事後 | 新様式移行に伴い項目追加 |
| 令和8年3月23日 | IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 | - | 新規追加 | 事後 | 新様式移行に伴い項目追加 |